

# 目 次

2021年 5月 754号

## 特 集

令和2年度  
「会員組合サービス向上のためのニーズ調査」結果報告…………… 2

## 調査・研究

府内中小企業の景況（情報連絡員報告令和3年3月分）…………… 9

## 組合情報

大阪府中小企業団体中央会 役員組合紹介…………… 12  
新規加入組合紹介…………… 14  
50周年記念式典を開催（大阪市清掃連合協同組合）…………… 15

## 組合等事業向上 支援事業関連情報

組合ビジョン策定  
（グローバルコンテックソサイエティ協同組合）…………… 16  
中小企業組合等活性化の支援…………… 18

## 大阪府中央会 お知らせコーナー

組合が行う変更登記…………… 19  
通常総会終了後の諸手続きのポイント…………… 20  
中小企業のための「働き方改革」⑩…………… 22  
中央会事務局組織のお知らせ…………… 24

## 共済制度

大阪府中小企業団体中央会各種共済制度のご案内…………… 25

## 中央会日記

大阪府中央会の行事予定

## 特 集

## 調査・研究

## 組合情報

## 組合等 事業向上 支援事業 関連情報

## 大阪府 中央会 お知らせ

## 各種 共済制度

## 令和2年度「会員組合サービス向上のためのニーズ調査」結果報告

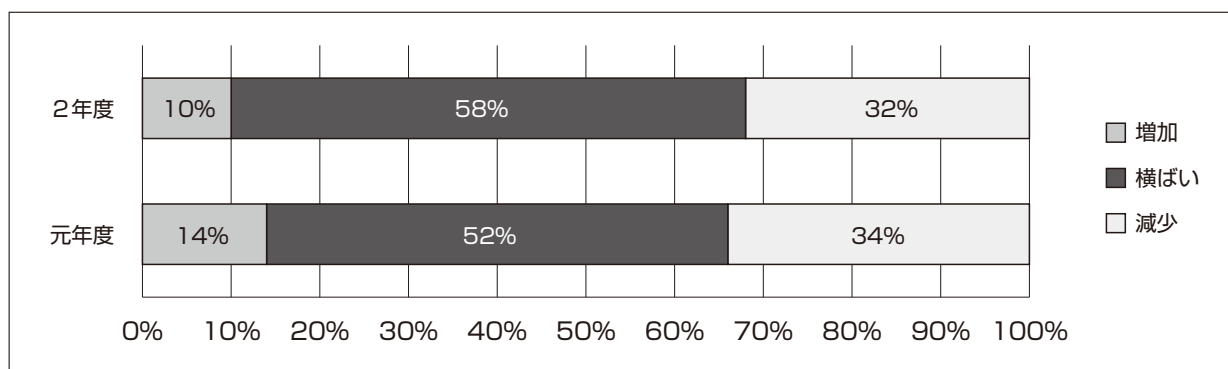
会員組合の皆様には、本調査にご協力をいただきありがとうございました。本調査は、今般のコロナ禍により激変する経済情勢の中で会員組合の皆様がどのような課題に直面し、活動されているかについて把握するため実施させていただいたものです。当会では、今回の調査結果を踏まえ、実施事業が会員組合の皆様にとって実効あるものとなるよう、可能な取り組みを積極的に推進してまいりますので、今後ともご支援ご協力くださいますようお願いいたします。

（ ・調査期間：令和3年1月20日～3月17日  
・調査対象：大阪府中小企業団体中央会会員 726組合  
・回答組合数：260組合  
・回収率：35.8% ）

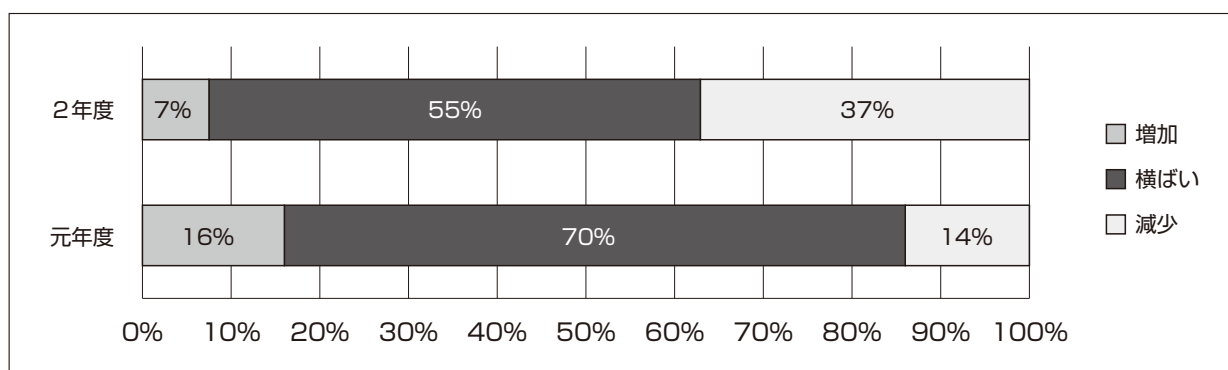
### 〈組合及び組合員の状況について〉

#### 設問1. 貴組合は、1年前と比較してどのような状況ですか。

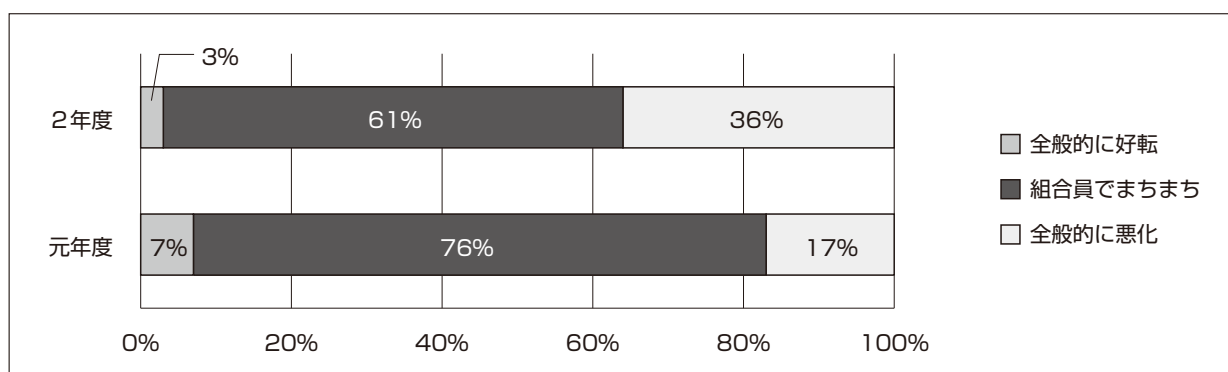
##### 1. 組合員数について



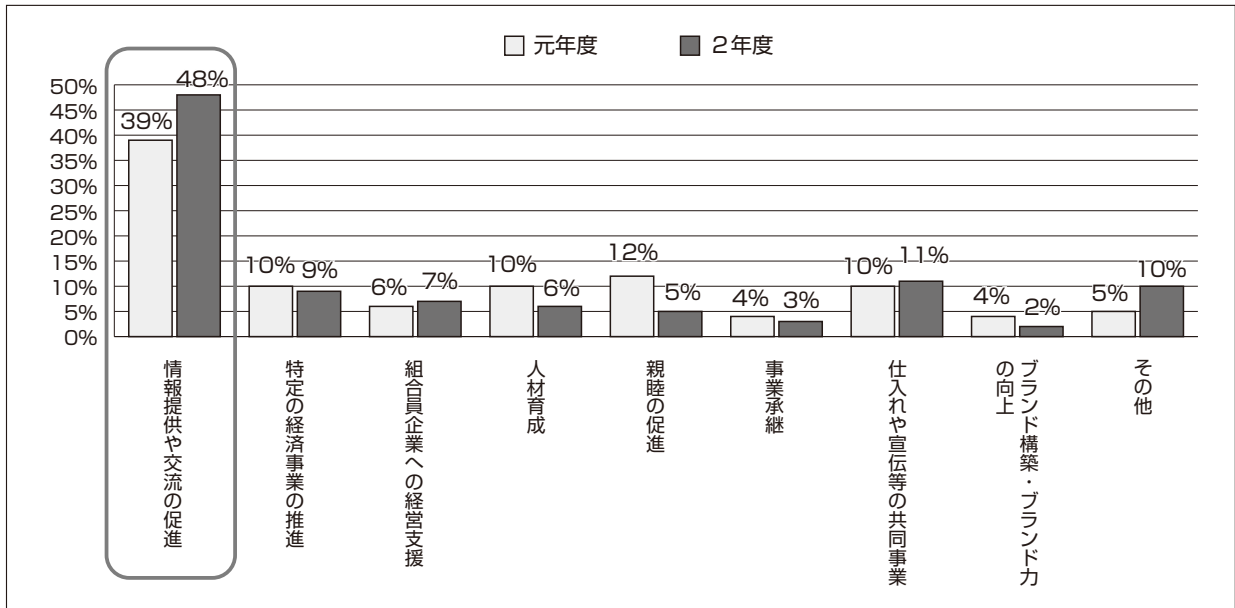
##### 2. 組合事業の利用・参加状況について



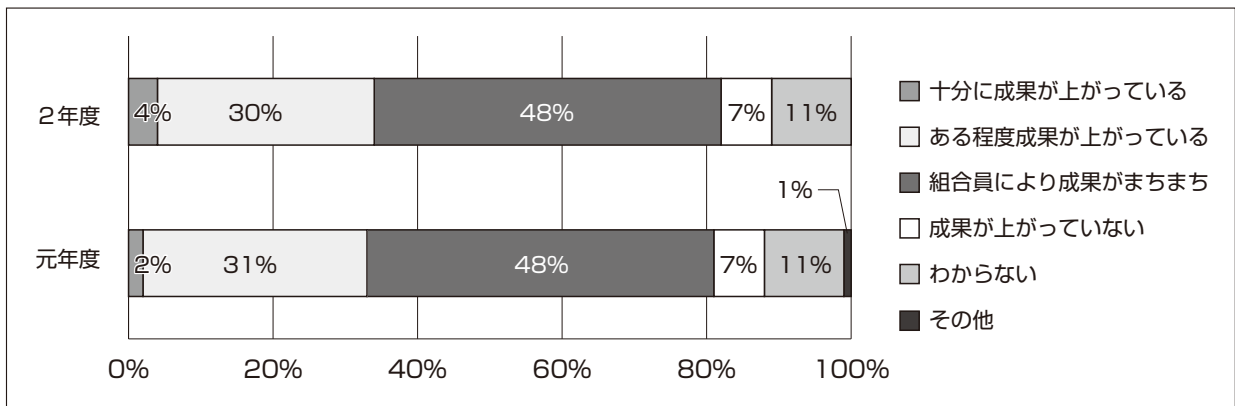
##### 3. 組合員の経営状況について



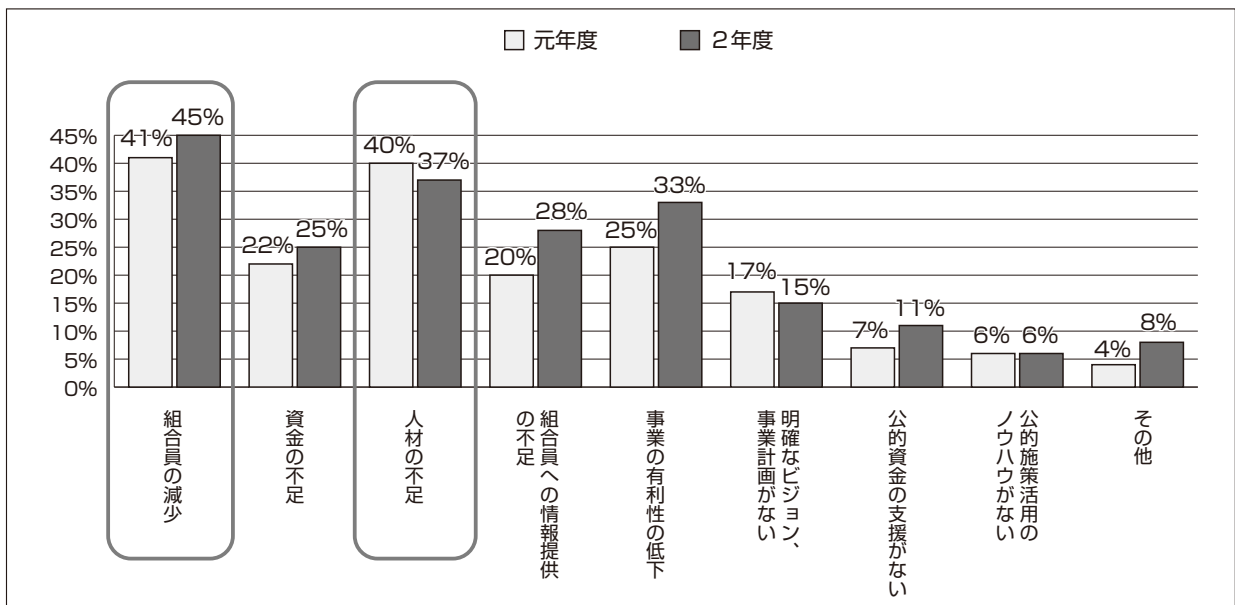
設問2. 貴組合では、現在どのような役割を果たすことを主眼に置き、取り組みを進めておられますか。



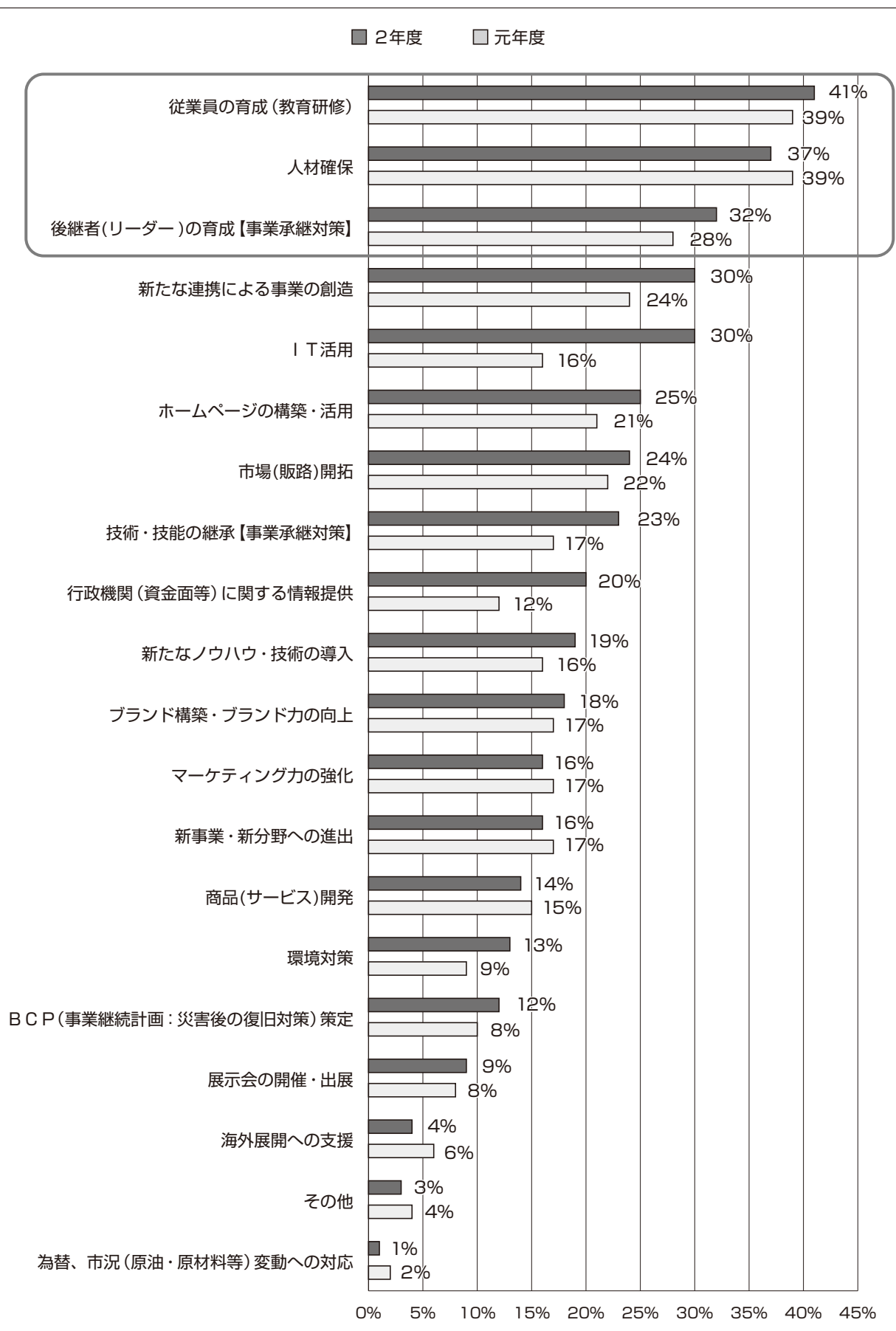
設問3. 貴組合では、設問2の取り組みにより組合員企業の成長、発展に成果を上げていますか。



設問4. 現在、貴組合が実施されている事業を充実・強化していく上でどのような課題がありますか。(複数回答)

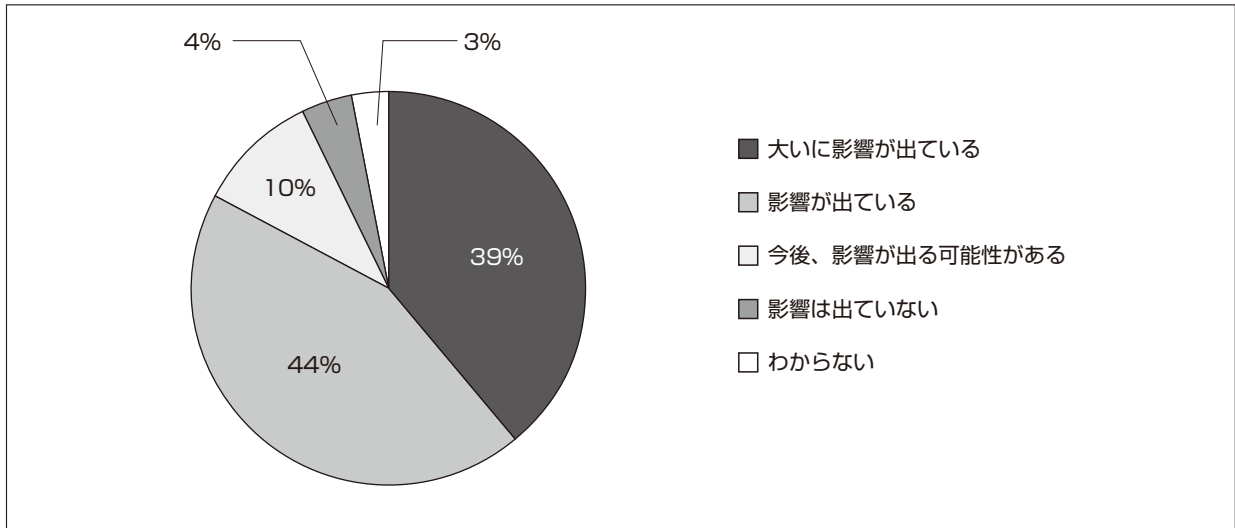


設問5. 貴組合では、組合員企業の成長・発展のため、今後、どのような事業に取り組んでいきたいですか。(複数回答)

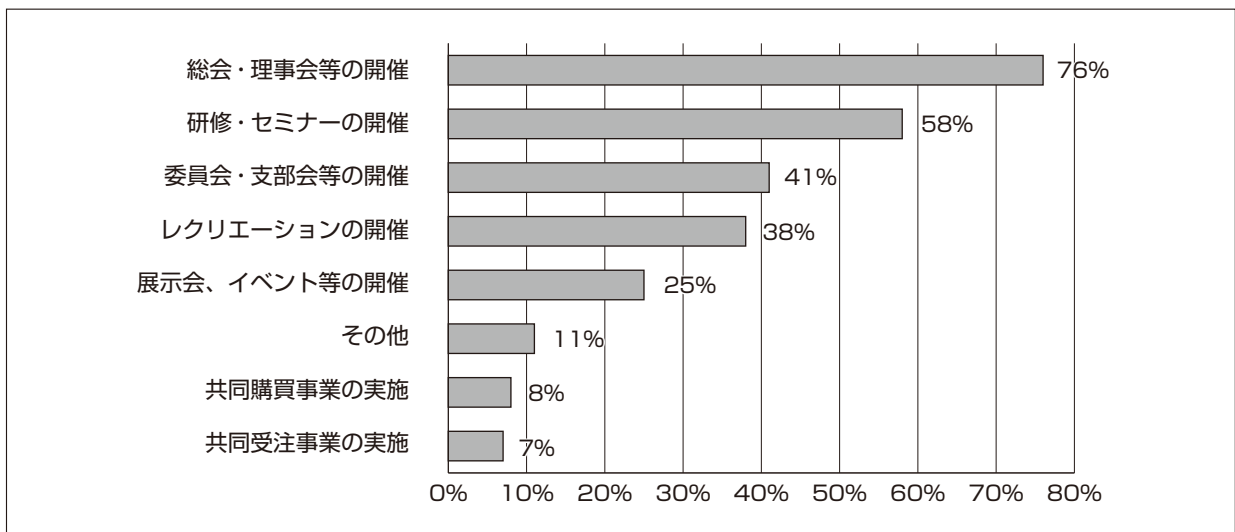


設問6. 今般のコロナ禍による貴組合への影響を把握し、今後の支援活動の参考とさせていただくため、お尋ねします。

1. 新型コロナウイルス感染拡大による貴組合事業活動への影響について（単一回答）



2. 新型コロナウイルス感染拡大により最も影響を受けた貴組合の事業活動について（複数回答可）

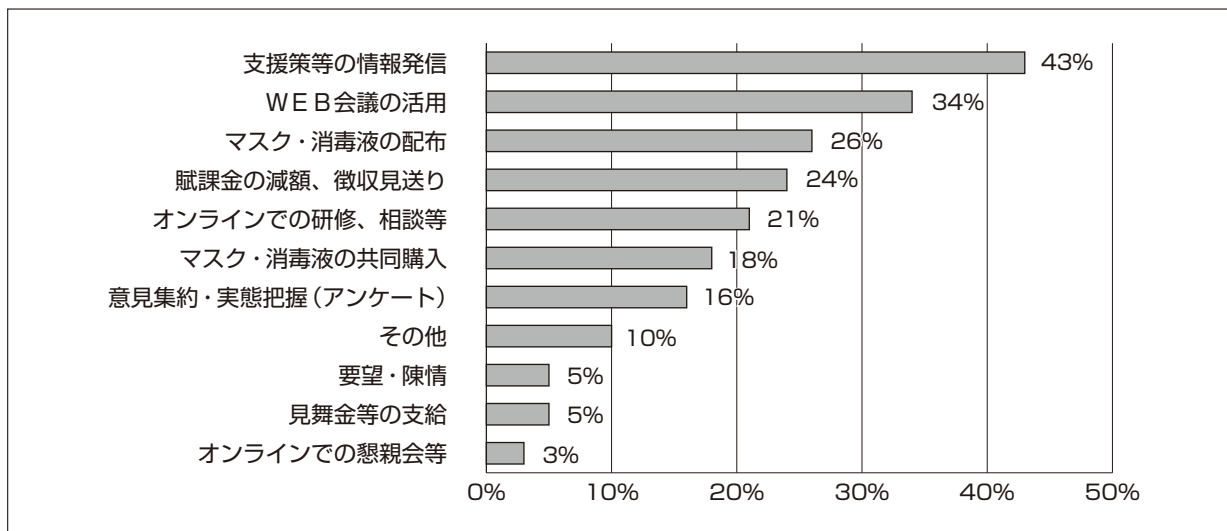


3. 影響を受けた事業活動に関して、対応策を実施された場合は具体的内容をお答えください。

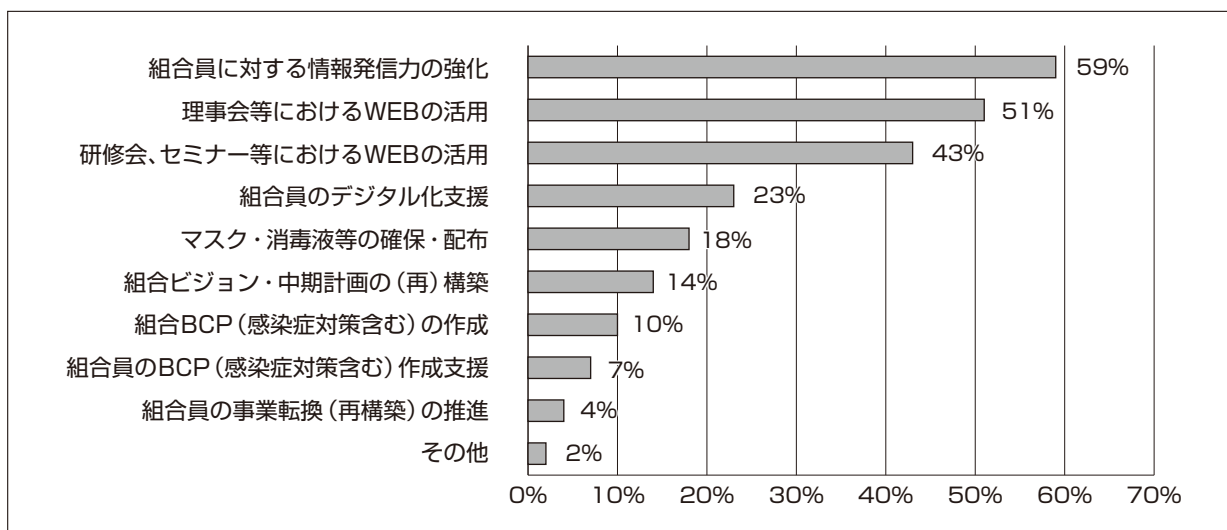
（主な回答は以下のとおり）

- ・総会、理事会は会合をやめ、事前に資料を配布し、書面にて承認を得た
- ・共同購買に関しては、コロナ感染拡大防止商材を購入した
- ・リモート会議の開催や書面での決議など全て書面による開催とした
- ・日程を変更して開催したものや中止になったものがある
- ・総会及び理事会はZoom会議開催
- ・ガソリンカード事業の強化
- ・ウェブ導入、持続化給付金活用
- ・委員会、理事会にWEB活用、新年賀詞に代わり理事長の年頭あいさつ動画をHPに掲載、組合アンケート実施
- ・WEB会議等または書面による報告や審議を実施した
- ・会議等へのリモート出席
- ・令和2年5月の理事会は書面での開催。総会は出席者数を制限して開催。厚生事業としてのレクリエーションはすべて開催中止。研修会・セミナーも開催中止。
- ・国内の外国人の活用
- ・第1次緊急事態宣言のため総会・確定申告の2か月延期
- ・WEB会議、WEBセミナーの実施
- ・Zoomシステムを導入し、WEB理事会、WEB研修会、WEB委員会、WEB新年互礼会に形式を変えて実施。

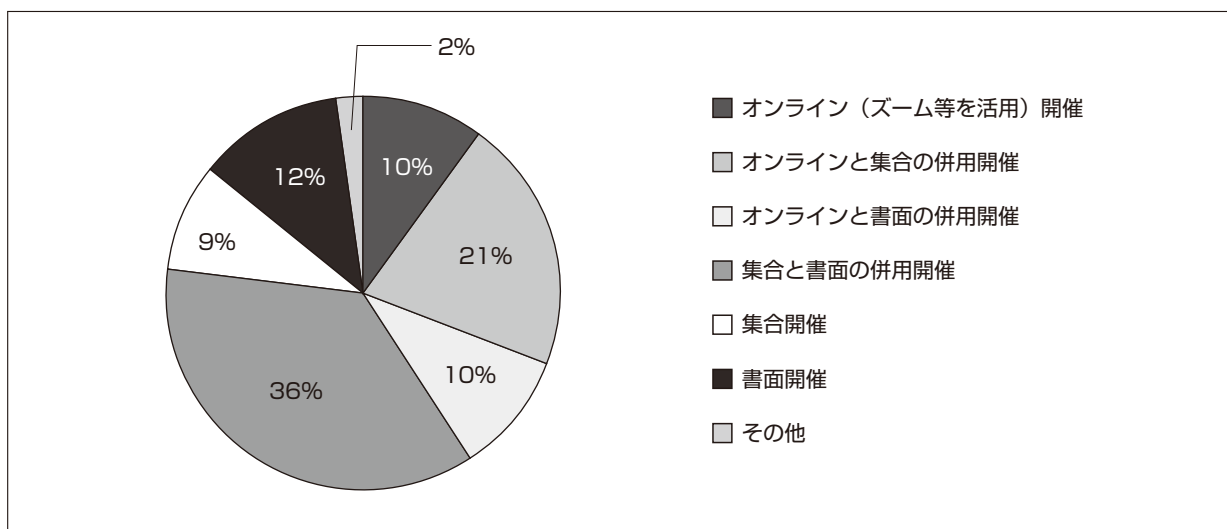
## 4. 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、貴組合が組合員に向けて行った取り組みについて（複数回答可）



## 5. 新型コロナウイルス感染拡大を受けて、今後、貴組合として取り組みたいことについて（複数回答可）



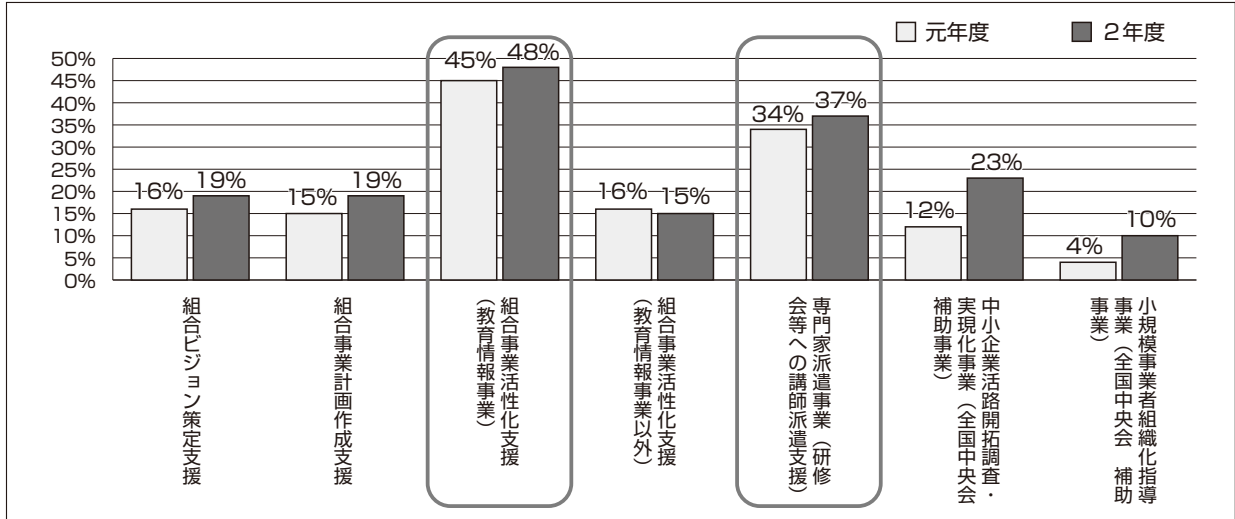
## 6. コロナ禍の終息が見通せない状況の中で、令和3年に実施される（予定含む）組合理事会等の開催方法について（単一回答）



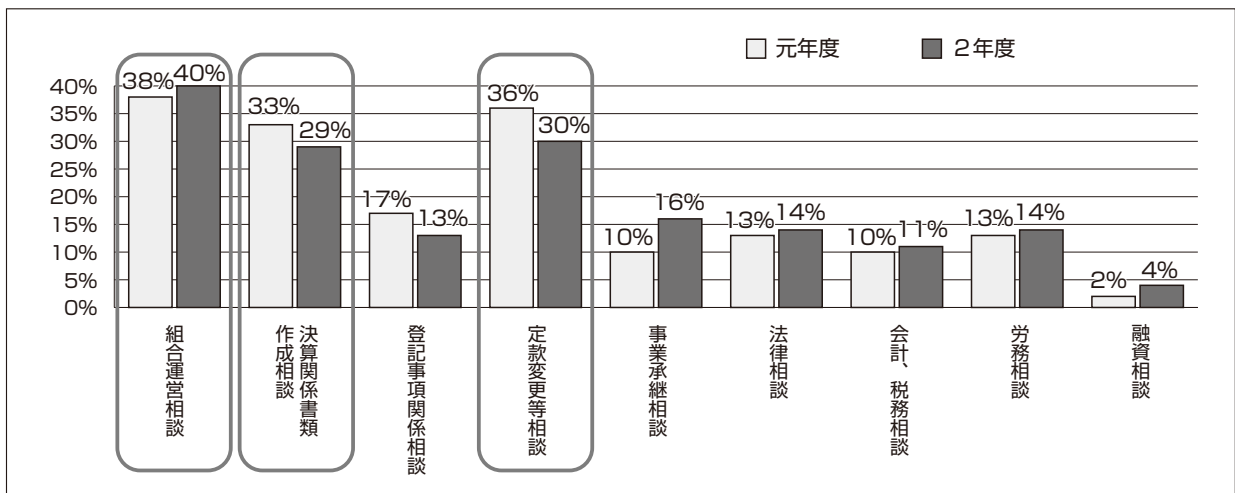
## 〈中央会事業への関心、要望等について〉

設問7. 本会では、貴組合が抱える課題を踏まえ、組合事業の活性化に向けて必要と思われる取り組みについて、各種支援事業を実施しておりますが、下記に掲げる事業についてお尋ねします。

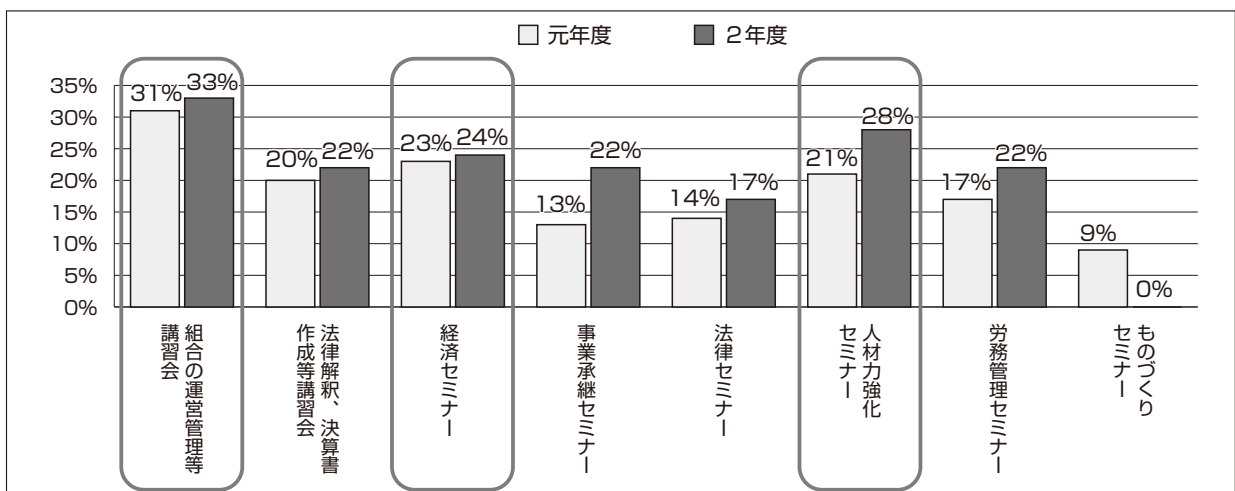
(1) 「組合活性化事業」として関心があるもの、支援を希望するもの（複数回答）



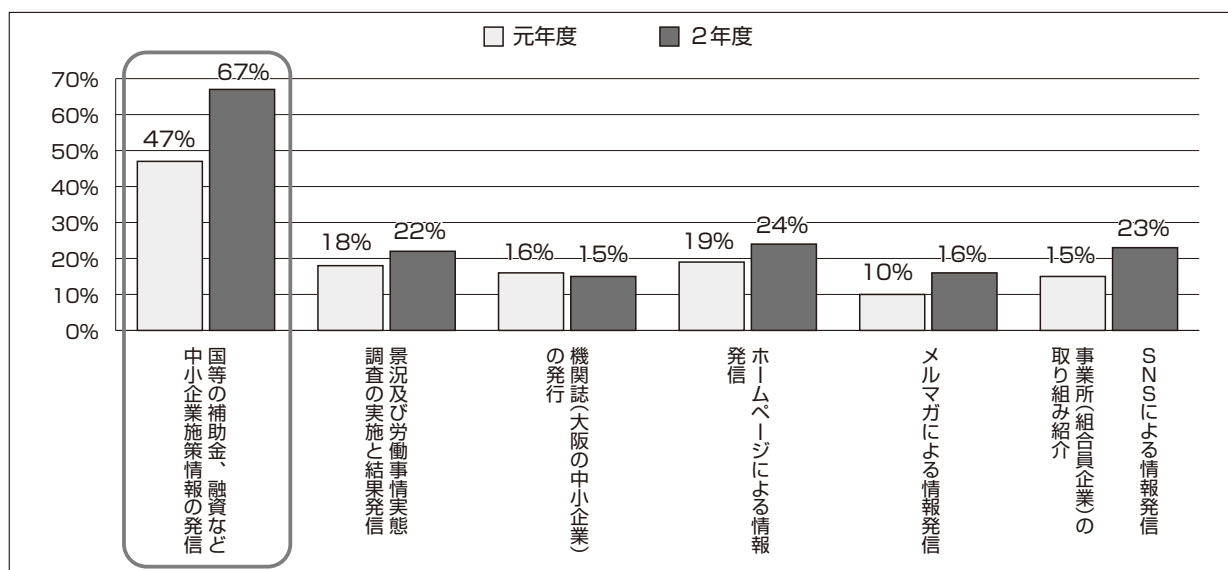
(2) 「相談事業」として関心があるもの（複数回答）



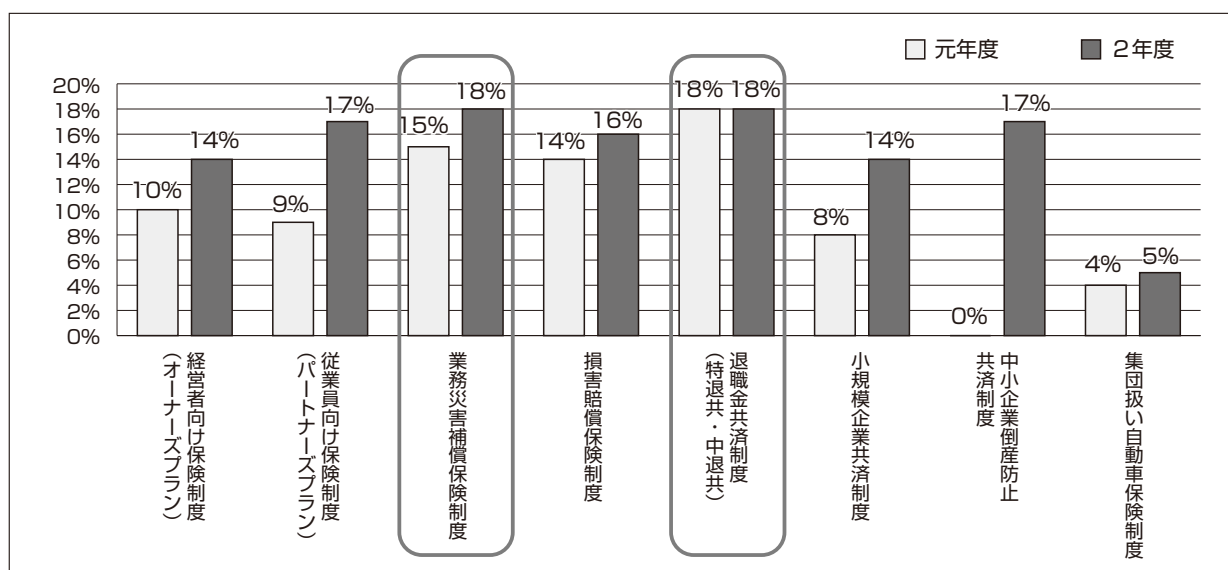
(3) 「セミナー事業」として関心があるもの（複数回答）



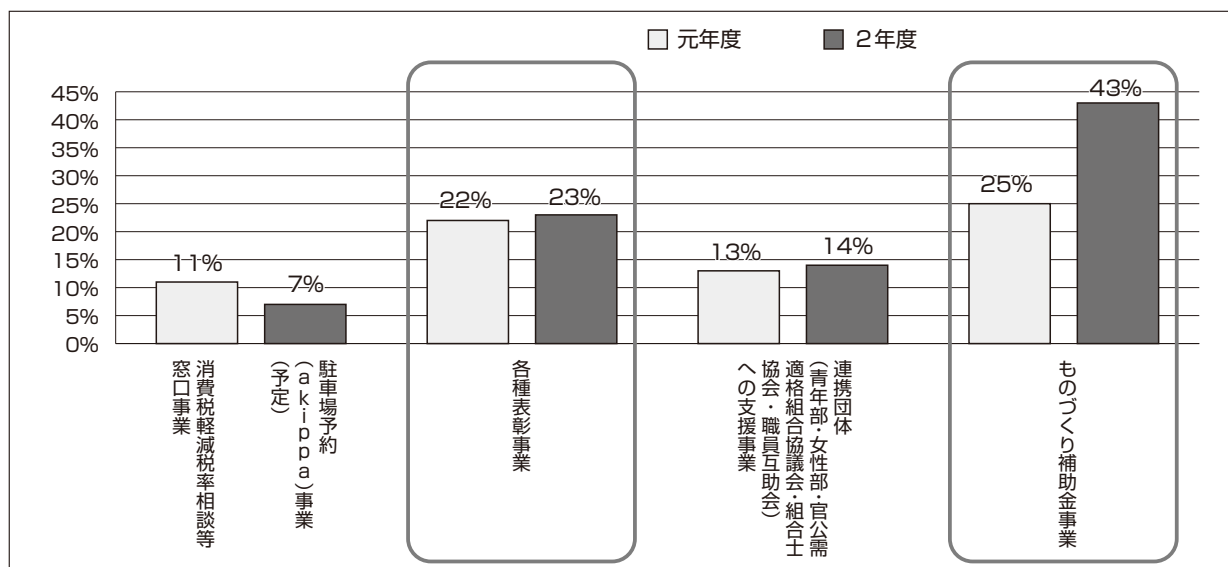
(4)「調査、情報発信事業」として関心があるもの（複数回答）



(5)「中央会共済事業」の中で関心があるもの（複数回答）



(6) その他、本会で実施する事業のうち関心があるもの（複数回答）







大阪府中央会情報連絡員報告

# 府内中小企業の景況

2021年  
3月

1. 3月のDIは、全9指標のうち6指標が悪化、主要3指標は、売上高10ポイント上昇、収益状況10ポイント低下、業界の景況は5ポイント低下した。
2. 3月末時点では、製造業では6指標のDIが悪化し、また非製造業では6指標のDIが上昇している。

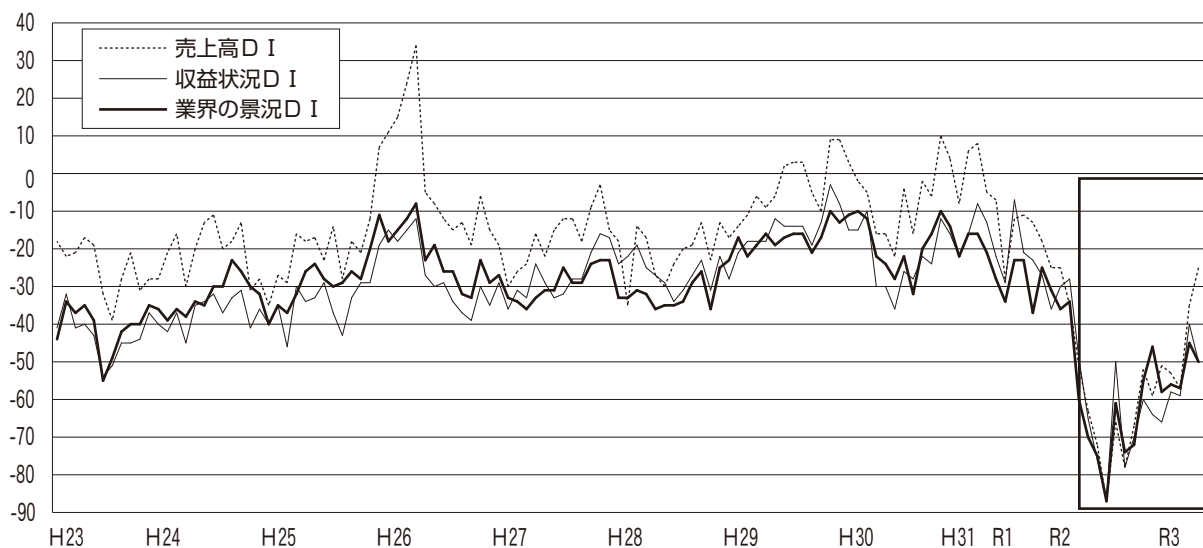
## 景況天気図

| 令和3年<br>3月分 | 全産業     |         |          | 製造業     |         |          | 非製造業    |         |          | 30以上           |
|-------------|---------|---------|----------|---------|---------|----------|---------|---------|----------|----------------|
|             | 2月      | 3月      | 前月比      | 2月      | 3月      | 前月比      | 2月      | 3月      | 前月比      | 快晴             |
| 売上高         | △35<br> | △25<br> | ↗<br>10  | △25<br> | △22<br> | ↗<br>3   | △46<br> | △29<br> | ↗<br>17  |                |
| 在庫数量        | 0<br>   | 5<br>   | ↘<br>5   | 5<br>   | 11<br>  | ↘<br>6   | △17<br> | △20<br> | ↗<br>-3  | 10~29<br>晴れ    |
| 販売価格        | 0<br>   | △7<br>  | ↘<br>-7  | △5<br>  | △22<br> | ↘<br>-17 | 6<br>   | 14<br>  | ↗<br>8   | 9~△9<br>うす曇り   |
| 取引条件        | 0<br>   | 0<br>   | →<br>0   | △25<br> | △22<br> | ↗<br>3   | △27<br> | △21<br> | ↗<br>6   |                |
| 収益状況        | △40<br> | △50<br> | ↘<br>-10 | △50<br> | △55<br> | ↘<br>-5  | △26<br> | △43<br> | ↘<br>-17 | △10~△29<br>くもり |
| 資金繰り        | △20<br> | △18<br> | ↗<br>2   | △35<br> | △33<br> | ↗<br>2   | 9<br>   | 10<br>  | ↗<br>1   |                |
| 設備操業度       | △20<br> | △27<br> | ↘<br>-7  | △20<br> | △27<br> | ↘<br>-7  |         |         |          | △30~△49<br>雨   |
| 雇用人員        | △9<br>  | △16<br> | ↘<br>-7  | △15<br> | △16<br> | ↘<br>-1  | 0<br>   | △14<br> | ↘<br>-14 |                |
| 業界の景況       | △45<br> | △50<br> | ↘<br>-5  | △45<br> | △56<br> | ↘<br>-11 | △46<br> | △43<br> | ↗<br>3   | △50以上<br>大雨    |

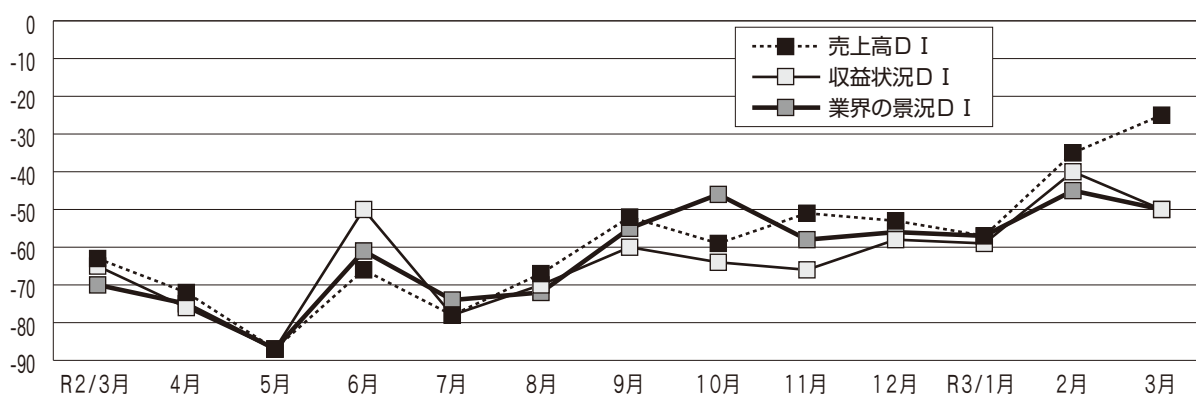
天気図の見方…各景況項目について「増加」(または「好転」)業種割合から「減少」(または「悪化」)業種割合を引いた値をもとに作成。その基準は右記のとおりです。ただし、在庫数量はプラスの場合は雨、マイナスの場合は晴れの方向に表しています。

DI (Diffusion Index : ディフュージョン・インデックス) とは、景気動向指数や景気判断指数と呼ばれており、景気動向を早期に把握するために使われる指標である。「増加・上昇・好転」といったプラス回答の比率から、「減少・低下・悪化」というマイナス回答の比率を差し引いて求める。

## 全産業 H23年3月～R3年3月のDIの推移



## 全産業 R2年3月～R3年3月のDIの推移



## 業種別概況（3月分）

### 【製造業】



#### 綿・スフ織物製造業

綿糸価格の上昇に伴い、得意先からの仕入れが難しい。今後の成約の見直し、すなわち、価格交渉ができない状況である。



#### 靴下製造業

百貨店の売上高は前年比25%～30%と久々に上昇しているが、前々年比較では15%～20%減少と一昨年ベースまで戻っていない。



#### タオル製造業

生産量が、前年比約15%～20%減少した。



#### 木材加工業

前年同月と比べて売上高は増加した。売上総額は減少している。



#### 古紙収集加工業

裾物古紙概況は先月に引き続き需給は緩和傾向。段ボール古紙を除いて古紙の発生は悪い。

**製本業**

業種による繁忙、閑散の差が大きく総体的に閑散期の状況で、新型コロナウイルスの影響を受け廃業するところも出ている。

**シール印刷業**

3月は全業種とも弱含みながらも底を脱した。特に食品・工業系・薬品関係は好調である。

**セルロイドプラスチック製品製造業**

前月比10%減少し依然として明るさが見えてこない状況が続いている。

**石鹼洗剤製造業**

衛生関連品は、継続して前年を上回る推移となっている。特に手洗用液体石鹼は、高い伸び率になっている。

**金属熱処理業**

対前年比5%～10%程度の売上げとなっているが、半導体等の不足という新たな懸念材料が浮上してきている。

**磨棒鋼製造業**

対前年比100%並みに回復したが、今後、車載用半導体の不況により来月以降は懸念される状況にある。

**鍛造業**

生産量は前年を上回り、3ヶ月連続の前年アップとなった。用途別では自動車が約6%増、産業機械・土木建設機械用が約7%増であった。一方、輸送機械用は約4%前年を割る結果となった。

**建築金物製造業**

新設住宅着工戸数は、前年同月比3.7%減、全建築物の着工床面積は前年同月比4.8%減となっており、業界においても依然として新型コロナウイルスの影響が見受けられる。

**ダイカスト製造業**

売上高は増加傾向にあるが、原材料の高騰で利益率は低くなっている。

**印刷製本機械製造業**

新規受注回復の兆しがある。

**【非製造業】****電気機器卸売業**

業界全体として、新型コロナウイルスの影響により決して良好な環境にはない状況である。

**二輪自動車小売業**

新車の入荷は徐々に回復傾向である。

**地質調査業**

前月より受注のペースが下がってきた。

**建設業**

コロナ禍により売上高が前年比45%となり、非常に厳しい。

**タイル工事業**

年度末を控え、一般住宅以外の大規模な工事は一段落し、稼働率が概ね前年比20%程度で推移している。一般住宅関係は外装工事の最盛期となっており、通年並みとなっている。

**貨物運送業**

引越件数は前年同月に比べ減少しているが、単価上昇傾向のため売上高は同等となった。しかし、経費も増えたため収益はやや悪化している

**タクシー業**

電話予約でのタクシー配車が減少するなか、タクシー配車アプリが増加してきている。

## 大阪府中小企業団体中央会 役員組合紹介

### 大阪タオル卸 商業組合

#### 〔組合について〕

当組合は昭和34年に設立されて以来、大阪府内を中心に活動するタオル、手拭い等の卸売会社を主体として運営しております。製造者の「製造物に対する責任」という観点から、製造のトレーサビリティを担保することに努めており、消費者の「安心、安全」なタオル、手拭いの認知や購買行動につながるように努めております。

#### 〔組合のPR〕

コロナ禍が社会に定着する中、手洗いを奨励する流れを受け、「手を洗ったら、手をふこう！～手をふく時は、乾いた清潔なタオルで。」をテーマでプロモーションビデオを作成し、タオルを使用した清潔な生活の啓蒙活動を行っております。また、「4月29日（よくふく）タオルの日」に向かっては、SNS等を利用したキャンペーンを行い、タオルの消費者認知の拡大に努力しております。

#### 〔組合概要〕

組合住所 大阪府箕面市船場東2-5-47  
COM3号館5F  
組合電話 072 (729) 0091  
理事長 尾池 行郎 (大阪府中央会常任理事／  
(株)ナストコーポレーション  
代表取締役社長)  
副理事長 塚本 正実  
林 延光  
小杉 啓生  
俣野 太一



#### 〔組合について〕

当組合は昭和52年12月に設立。昭和63年8月に官公需適格組合証明を取得。

上・下水道用各種弁類製造・販売、空気弁用凍結保護カバー製造・販売、震災用の緊急給水弁製造・販売しています。主な事業として、組合員の必要とする消耗品の共同購買、組合員の取り扱うユニット装置及び弁の共同受注などを実施しています。

#### 〔組合のPR〕

加盟各社が一致団結して国策である中小企業向けの官公需の受注を積極的にすすめる、もって組合員各社の繁栄を期するために設立された。扱い品目を弁類、ユニット装置類に絞り地方公共団体の上下水道局へのアプローチをはかっている。共同受注に関する事業、共同宣伝に関する事業、事業資金貸付に関する事業、教育情報に関する事業、福利厚生に関する事業を行っています。

#### 〔組合概要〕

組合住所 大阪府東大阪市長田3丁目9番21号  
組合電話 06-6787-2214  
理事長 小川 洋史 (大阪府中央会常任理事／  
(株)フジキン顧問)  
副理事長 谷村 佳昭  
専務理事 宮川 英行

### 協同組合全日本 富士金属共同機構



## ナニワ紙加工 協同組合

### 〔組合について〕

ナニワ紙加工協同組合は、昭和54年9月に紙卸売業、紙加工業を営む会社を対象として設立。その後、工場集団化を図り金融事業、共同購買幹旋事業、リース事業、共同保管事業、海外研修等教育情報事業、健康診断、組合員親睦などの福利厚生事業などを行い、業界の安定と組合員事業の発展を目的に活動しております。

### 〔組合のPR〕

当組合の特徴のひとつに、共同保管事業があります。共同倉庫の四方に出入り口を設けており、隣接している組合員各社は回り込むことなく、倉庫に出入りすることができる構造となっております。当組合は、紙加工関連企業の集まりですが、各社の事業内容は様々であり保管在庫も多種多様ですが、効率的な荷扱いが可能となっております。

### 〔組合概要〕

組合住所 富田林市若松町東3-7-39

組合電話 0721-25-9301

理事長 園部 尚俊(大阪府中央会常任理事/㈱タカゾノ 相談役)

副理事長 鴨谷 清三



### 〔組合について〕

当組合は、70年の大阪万博の5年前の1965年に、万博準備に向けて設立された大阪府内と阪神間の造園建設会社で構成する事業協同組合で、万博記念公園日本庭園の共同施工を皮切りに50年以上の実績を有しています。公園・緑化の公共工事や維持管理・指定管理業務等の共同受注及び造園技能検定業務の実施をはじめ、造園技術の指導講習並びに造園業界の活動支援に取り組んでいます。

### 〔組合のPR〕

当組合は中小企業庁が証明する官公需適格組合に認定されており、安定した経営と確かな技術力を以って適正価格での受注に努め、緑化協力や環境整備PRイベントを通じて社会貢献活動にも尽力しています。

また、組合員各社は、大規模造園工事・伝統的庭園整備・住宅庭園・運動施設・建物緑化・公園緑地の維持管理等にそれぞれ得意とする技術力を有し、多才なメンバーが造園分野の多角的業務に従事しています。

### 〔組合概要〕

組合住所：〒530-0026 大阪市北区神山町2番2号

組合電話：06-6312-4553

メールアドレス：hanshin@ca.mbn.or.jp

理事長 坂上 信明(大阪府中央会常任理事/㈱昭和造園土木代表取締役)

副理事長 阪口 昌行

竹中 禎敏

専務理事 押田 博孝

ホームページ：www.hanshin-zoenkumiai.or.jp

## 阪神造園建設業 協同組合

万博記念公園都市緑化フェアでの軽トラガーデニングコンテスト開催





## 新規加入組合紹介

令和2年10月1日～令和3年3月31日までに加入された組合を紹介します。

### 組合名 セグエ・ネットワーク協同組合

理事長名：松谷 竜二郎  
住 所：541-0041  
大阪市中央区北浜3-2-25  
設立年月日：令和元年8月28日  
組 合 員 数：17人  
出 資 金：400万円  
組合員業種：異業種  
主な組合事業：共同購買、市場開拓・販売促進、  
福利厚生、外国人技能実習生共同受入・  
職業紹介

### 組合名 協同組合ROC

理事長名：松尾 眞之  
住 所：538-0044  
大阪市鶴見区放出東2丁目21番1号  
設立年月日：平成30年9月19日  
組 合 員 数：5人  
出 資 金：300万円  
組合員業種：異業種  
主な組合事業：共同購買、福利厚生、外国人技能実習生  
共同受入・職業紹介

### 組合名 リンクアジア事業協同組合

理事長名：権藤 度夫  
住 所：530-0011  
大阪市北区梅田1丁目11番4号  
設立年月日：令和元年10月28日  
組 合 員 数：4人  
出 資 金：200万円  
組合員業種：異業種  
主な組合事業：共同購買、事務代行、外国人技能実習生  
共同受入・職業紹介、福利厚生

### 組合名 アジアジャパン協同組合

理事長名：小野田 行雄  
住 所：532-0011  
大阪府大阪市淀川区西中島3丁目  
18番21号  
設立年月日：令和2年7月29日  
組 合 員 数：4人  
出 資 金：400万円  
組合員業種：建設業  
主な組合事業：共同購買、福利厚生

### 組合名 共進企業事業協同組合

理事長名：窪田 和宜  
住 所：556-0016  
大阪市浪速区元町2丁目5番8号  
設立年月日：令和2年10月14日  
組 合 員 数：10人  
出 資 金：100万円  
組合員業種：異業種  
主な組合事業：共同購買、福利厚生、外国人技能実習生  
共同受入・職業紹介、特定技能外国人  
支援

### 組合名 ジャパンアライアンス協同組合

理事長名：石原 純  
住 所：532-0011  
大阪市淀川区西中島5丁目2番5号  
設立年月日：令和元年8月29日  
組 合 員 数：4人  
出 資 金：200万円  
組合員業種：異業種  
主な組合事業：共同購買、福利厚生、外国人技能実習生  
共同受入・職業紹介

組合名

**HK協同組合**

理事長名：西山 洪志  
 住 所：550-0004  
 大阪市西区靱本町3丁目8番6号  
 設立年月日：令和2年9月16日  
 組 合 員 数：4人  
 出 資 金：200万円  
 組合員業種：異業種  
 主な組合事業：共同購買、福利厚生、外国人技能実習生  
 共同受入・職業紹介

組合名

**ACE協同組合**

理事長名：森 猛士  
 住 所：559-0011  
 大阪市住之江区北加賀屋5丁目  
 4番67号  
 設立年月日：令和2年9月23日  
 組 合 員 数：4人  
 出 資 金：500万円  
 組合員業種：建設業  
 主な組合事業：共同受注、建設工事の設計・監理・  
 検査・地質調査、建設機械の組合員間  
 での賃貸・リース

組合名

**OKS協同組合**

理事長名：村長 徳子  
 住 所：530-0001  
 大阪市北区梅田1丁目3番1号  
 設立年月日：平成18年8月31日  
 組 合 員 数：167人  
 出 資 金：329万円  
 組合員業種：異業種  
 主な組合事業：共同購買、福利厚生、外国人技能実習生  
 共同受入・職業紹介

組合情報

## 50周年記念式典を開催 大阪市清掃連合協同組合

大阪市清掃連合協同組合の50周年式典が、去る3月23日（火）、リーガロイヤルホテル大阪において関連団体や関連企業110人が参加のもと開催されました。

同組合は昭和46年に同市清掃業者連絡協議会を法人化することで発足して以降、組合員の経営基盤強化や福利厚生の充実、人材育成に取り組み、現在134社が加盟しています。

社会貢献にも力を入れ、平成22年からペットボトルのキャップ回収事業に着手し、その収益を大阪の環境、教育、文化、医療に役立てるライフキャップ運動に取り組んでいます。

式典では、まず林博之理事長が、「次世代の大阪の廃棄物処理のパイオニアとして、業界をけん引していけるよう頑張ります。」とあいさつをされ、大阪の環境行政の一翼を担ってきた歴史を映像で振り返りました。

また、50周年記念の取り組みとして、コロナ禍で打撃を受けている府飲食業生活衛生同業組合に184万5千円を寄付するとともに、日頃お世話になっている協力業者に対して感謝状が贈られた後、式典は盛会裡に終了しました。



●

●

●

●

組合ビジョン策定

グローバルコンテックソサイエティ協同組合

グローバルコンテックソサイエティ協同組合（旧名称 四海同胞協同組合）では、大阪府の令和2年度組合等事業向上支援事業における「組合ビジョン・中期計画作成支援」に取り組みました。

グローバルコンテックソサイエティ協同組合 組合ビジョン

- コロナ禍を乗り越えるために
    - 1. 共同経済事業を発展させ、財務基盤を立て直す
    - 2. 外国人材受入に向けた確実な準備の実施
  - コロナ後の社会で発展するために
    - 1. 万博・IRによる需要の取り込み
    - 2. 外国人受入だけでなく本来の組合の姿をめざす

I. 組合の現状と課題

本組合は大阪府内で建築工事業を行う事業者が集まって組織された事業協同組合で平成30年1月に設立しました。組合事業の実施状況を見てみると、教育情報事業が活発に行われているもの、本来組合事業の柱にするべき受注斡旋事業、共同購買事業が低調であり、これらの経済事業をまずしっかり軌道に乗せる必要があること、外国人技能実習生受入事業への組合員の期待が高いものの、受入実現に向けてはまだまだ取り組むべき課題が多い上に、新型コロナウイルスの感染拡大による海外との人の往来の制限という極めて不透明な状況にあるということがいえます。

組合事業の現状

|                              |
|------------------------------|
| 受注斡旋・共同購買の経済事業が低迷            |
| 教育情報事業は活発に行われており、さらに可能性も大きい  |
| 実習生共同受入事業への組合員の期待は大きい        |
| 受入実現に向けて海外交渉・人員確保・書類整備と課題は多い |
| その上、新型コロナにより海外の往来が制限され先が読めない |

II. 今後の取り組みについて

1. 共同経済事業を発展させるために

本組合の最大の課題は、経済事業の活性化です。現在の受注斡旋事業では、受注主体が組合員であり、組合は情報を提供し、斡旋するだけです。組合の事務負担は少ないものの、組合員から受注元の姿が見えにくくなっています。組合員からもメリットが感じられにくく、その結果として利用が低調となっています。





検討の結果、組合が元請から直接受注する共同受注を目指すこととしました。

組合事務局の事務負担を増えますが、今後、外国人技能実習生の監理団体の許可取得のため、組合事務局の人員を増強することから、可能性は十分にあると考えます。

ゆくゆくは組合で建設業の許可も取得し、公共の仕事も取りにゆきたいと考えています。組合員1社1社で受注するよりも大きな仕事が受けられ、組合員の受注機会の増加だけでなく、組合員そのものの増加にもつながり、また共同購買の利用の増加も見込めるなど多くの波及効果が見込まれます。

さらにこれから増加が見込まれる万博関連の案件の受注を目指すためにも受注斡旋事業の共同受注事業への転換を目指すこととします。

### 受注斡旋から共同受注事業に発展させることの波及効果

|                  |
|------------------|
| 大きな仕事が受けられる      |
| 組合員の仕事が増える       |
| 組合員の増加につながる      |
| 共同購買の利用の増加も期待できる |

## 2. コロナ後の先の時代を見越して

### ①外国人材の受入体制の構築

現在、外国人技能実習生共同受入事業については、定款変更が完了し、監理団体の許可取得を目指して活動を開始しているところです。ただし、前述したように海外との人の往来が制限されており、手続きを進めても受け入れが進むかどうかは先が読めません。

したがって、今のうちにしっかり準備を実施し、海外との往来が再開したときにすぐに動けるよう体制づくりを着実にやってゆきたいと思います。検討の結果、外国人材受入を実現させるため、できるだけ組合が自前で準備をし、組合内部にノウハウを蓄積すること。その上でまずは組合員1社あたり1人に絞って受入れ、少人数を大事に育てて適正な受入に努める、そのためにも監理費収入で稼ぐのではなく、経済事業をしっかり回して財源を確保してゆきたいと思います。

### 外国人材受入実現に向けた方針

|                                  |
|----------------------------------|
| 行政書士等に頼らず組合でできることは組合で実施（ノウハウの蓄積） |
| まずは組合員1社あたり1人に絞って受入              |
| 少人数を大事に育てて適正な受入に努める              |
| 受入事業の監理費収入に頼らず経済事業で稼ぐ            |

### ②大阪・関西万博、IRへの期待

2025年開催予定の大阪・関西万博の経済波及効果は、2兆2,000億円と試算されています。（りそな総合研究所の試算）一方、その後に誘致予定の大阪IRの経済波及効果については、投資規模9,300億円、年間売上4,800億円と見込まれています。

（大阪市・大阪府の試算）

工事関係についてだけ見ても、万博会場それ自体よりも周辺の建物や近隣地域の再開発による工事が増えることが期待されます。またその後、大阪IRが来れば万博の開催期間終了後も需要が続くことから、さらに組合員の事業機会が期待されます。

組合としても少しでも組合員の事業機会となるよう、コロナ禍にある今のうちに受注斡旋の共同受注化による受注事業の活性化と外国人材の受入体制の構築の2つの事業の実現を図ってゆきたいと考えています。

経済効果が期待されている 2025 大阪・関西万博



## 中小企業組合等活性化を 中央会が支援します！

大阪府中央会では、大阪府から「組合等事業向上支援事業」を受託する支援機関として、課題の解決に積極的に取り組む**中小企業組合や中小企業の異業種グループ**に対して、指導員又は専門家を派遣し、事業活性化支援等を実施しております。是非ご活用ください。

### 支援メニュー

#### ① 組合ビジョン・中期計画作成支援

組合の基本的・総合的な方針であるビジョンや中期計画作成を支援します。

（支援内容）組合の課題、業界動向分析、組合のビジョン検討会（5回）への参画、アンケート実施、計画取りまとめアドバイス

#### ② 組合事業計画作成支援

組合の新規事業や既存事業再構築の事業計画作成を支援します。

（支援内容）組合事業の課題分析、業界動向分析、新事業戦略検討会（5回）への参画、事業計画取りまとめアドバイス

#### ③ 組合事業活性化支援（教育情報事業以外）

組合の事業計画の実施、共同事業の企画・実施などを支援します。

（支援内容）組合事業の課題分析、業界動向分析、事業実施検討会（4回）参画、事業実施アドバイス

#### ④ 組合事業活性化支援（教育情報事業）

組合が単独では対応できない課題解決のための研修会等に対して、企画、講師派遣や会場選定など、開催全般にわたり支援します。

（支援内容）組合事業の課題分析、業界動向分析、事業実施検討会（2回）参画、事業実施アドバイス

#### ⑤ 異業種企業グループ事業計画作成支援

業種が異なる企業が連携して行う新事業計画（新商品開発計画、新サービス事業計画等）の作成を支援します。

（支援内容）新商品開発・新サービス創出プラン検討会（5回）への参画、計画取りまとめアドバイス

### 支援対象

- ◇ ①～④は、大阪府内に主たる組合事務所がある事業協同組合、商工組合、商店街振興組合
- ◇ ⑤は中小企業4社以上で構成される異業種グループ

### 留意点

- ◇ 申し込みは、年度内、1支援メニューのみの利用となります。  
※次の場合は、重複利用が出来ます。（いずれの場合も、年間の利用上限は2回です）
  - ①と（③又は④）      ●②と（③又は④）
  - ③（①又は②の計画具体化のための支援に限る）と④
- ◇ 過去支援した同一課題の支援申込はできません。
- ◇ 支援依頼事業が、行政機関や他の支援機関からの支援（補助金や専門家派遣など）を受けている場合は、重複利用ができません。

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会

TEL (06) 6947-4370～1

# 組合が行う変更登記

## 1. 出資の総口数及び払込済出資総額の変更登記について

事業年度中に出資金の増加又は減少があったときは、事業年度終了後、主たる事務所の所在地においては4週間以内に、所轄の法務局へ変更登記申請をしなければなりません。  
添付書類として「監事の証明書」が必要です。

## 2. 代表理事の変更登記について

役員の改選による「代表理事」の変更登記については、次の点にご留意下さい。

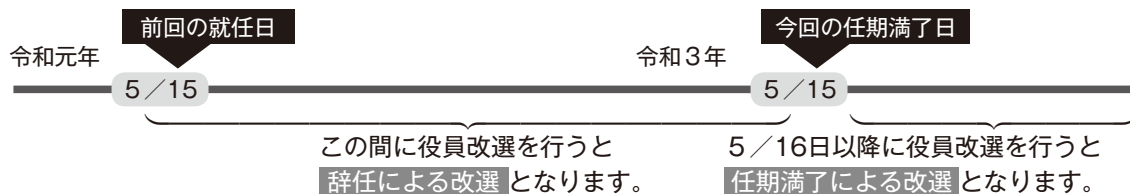
任期満了又は辞任等で代表理事（理事長）に変更があった場合は、就任後、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、所轄の法務局へ変更登記申請をしなければなりません。代表理事が再選された場合であっても変更登記が必要です。変更登記を怠った場合は、過料制裁が発生しますのでご注意ください。

添付書類は、以下のとおりとなります。

- ①総会の議事録
- ②理事会の議事録
- ③理事会議事録には、出席した理事並びに監事の実印の押印と個人の印鑑証明書が必要です。ただし、当該議事録に変更前の代表理事が記名押印し、その者が代表理事に就任の際に、法務局に届出ている印鑑と同一のものが押されているときは、印鑑証明書の添付は不要です。（法規9、商規82）
- ④定款の抜粋
- ⑤代表理事の就任承諾書
- ⑥辞任届（代表理事が辞任によって変更した場合は組合の実印の押印が必要です）
- ⑦委任状（変更登記を代理人が申請する場合は必要です）

### ※役員（理事・監事）の任期が辞任か任期満了かの区別について

【例】 定款上、役員の任期が2年と規定されていて、2年前の5月15日に役員に就任している場合。



#### 【総会議事録例】

#### 第〇号議案 理事及び監事の選任の件

議長は、本組合の令和元年5月15日就任の理事及び監事及び監事全員が令和3年5月〇日任期満了につき、（又は辞任の申し出があり）その改選を行いたい旨を述べその方法を議場に諮ったところ…。

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 連携支援部  
TEL (06) 6947-4371

## 通常総会終了後の 諸手続きのポイント

組合は事業年度終了後、中小企業等協同組合法に基づき認可行政庁ならびに組合事務所の所在地を所管する法務局等により下記の事項について届出や申請等の義務が生ずることになります。

また、下記の添付書類の各様式については、大阪府中小企業団体中央会ホームページの行政庁への届出様式については連携支援部にご相談ください。

なお、用紙はA4判を使用してください。

その他、各手続きの詳細については中央会（連携支援部06-6947-4371）においてご相談に応じております。

### （１）決算関係書類提出書（通常総会又は通常総代会終了の日から２週間以内に提出）

令和２年度の決算関係書類（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案）や事業報告書、監査報告については、主務省令（施行規則）に基づき作成することが必要です。

- 【添付書類】①事業報告書 ②財産目録 ③貸借対照表 ④損益計算書  
⑤剰余金の処分又は損失の処理を記載した書面  
⑥前各号の書類を議決した通常総会（総代会）の議事録

### （２）役員変更届書（変更のあった日から２週間以内に提出、役員の変更がない場合は提出不要）

- 【添付書類】①変更事項記載書（新旧役員名簿）  
②変更の年月日及び理由を記載した書面  
③総会議事録（総代会議事録）  
④理事会議事録

なお、通常総会（通常総代会）において新たな役員を選挙又は選任をした場合は、決算関係書類への総会議事録（総代会議事録）添付により役員変更届書への総会議事録（総代会議事録）添付を省略することができます。

また、役員全員が再選重任となり、役員の氏名又は住所に全く変更がないときは、行政庁への役員変更届の提出は不要となります。

### （３）定款変更の認可申請

組合の定款を変更するには行政庁の認可が必要です。

下記の書類を袋とじにしたものを２部（協業組合と商工組合は３部）提出してください。

- 【添付書類】①定款変更認可申請書 ②変更箇所新旧対照表 ③変更理由書  
④総会議事録（総代会議事録）

なお、事業の変更にかかる定款変更については、変更後の事業計画書、収支予算書の添付が必要です。

※定款変更の認可申請を円滑にすすめるため、事前に中央会（連携支援部）へご相談いただくことをおすすめします。

## 組合決算期の諸手続き一覧

| 行事等  | 手続き                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 留意事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | 年度末決算処理                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|      | <p>出資変更の登記</p> <p>決算関係書類、事業報告書の作成</p> <p>↓</p> <p>決算関係書類、事業報告書を監事に提出</p> <p>監査報告書の提出</p> <p>〔・監査期限は4週間を下回る期間を予め定めることは不可（ただし、4週間を下回るまでに監事が報告することは可）〕</p> <p>↓</p> <p>理事会開催</p> <p>〔・通常総会提出議案審議の件<br/>・監事の監査を受けた「決算関係書類」「事業報告書」の承認<br/>・通常総会開催日時・場所決定の件〕</p> <p>↓</p> <p>決算関係書類、事業報告書を総会の2週間前までに組合事務所に備置き</p> <p>↓</p> <p>通常総会招集通知の発出・決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提出</p> <p>↑<br/>10日以上<br/>※定款の規定を変更すれば短縮も可能です。</p> <p>↓</p> <p>通常総会開催</p> <p>〔・決算関係書類承認の件<br/>・事業計画・収支予算書承認の件<br/>・定款変更<br/>・役員改選の件 等〕</p> <p>↓</p> <p>理事会開催</p> <p>〔代表理事等の選任等〕</p> <p>※総会、理事会終了後の手続き</p> <p>〔・決算関係書類の提出・役員変更の届出<br/>・定款変更認可申請<br/>・代表理事の変更登記〕</p> | <p>4週間以内に<br/>決算関係書類 等</p> <p>〔・財産目録<br/>・貸借対照表・損益計算書<br/>・剰余金処分案（又は損失処理案）<br/>・事業報告書〕</p> <p>理事会の招集は理事会の7日前までに<br/>※全員の同意があれば招集手続は省略できます。<br/>※定款の規定を変更すれば短縮も可能です。</p> <p>※招集通知に決算関係書類、事業報告書、監査報告を添付して郵送することになります。<br/>※組合員全員の同意があれば招集手続の省略可＝決算関係書類等の提供も不要です。</p> <p>ただし、役員変更の届出については、役員に関する事項の定款変更がある場合は定款変更認可後となる場合もあります。</p> |
| 理事会  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 通常総会 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 理事会  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

大阪府  
中央会  
お知らせ



# 中小企業のための「働き方改革」⑩ 同一労働同一賃金導入のポイント



社会保険労務士 澤田 敏仁  
(大阪府社会保険労務士会副会長)

Q. 今年の4月から中小企業でも「同一労働同一賃金」の適用が始まりました。具体的に導入するためのポイントを教えてください。

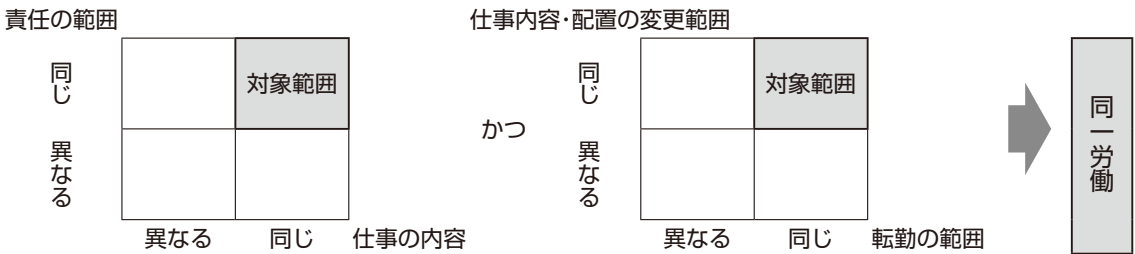
A. 質問をいただきましたとおり、「同一労働同一賃金」の適用が2021年4月1日から中小企業・協同組合等でも適用になりました。これは2020年4月1日に施行された「パートタイム・有期雇用労働法」が中小企業を含め、全面的に適用になったことによります。では導入するためのポイントを見ていきましょう。

## 1. 誰と誰が同一なのか

法律で定められているのは、同じ企業内に勤務する正社員などの「通常の従業員」と短時間勤務の「パートタイマー」、契約社員などの「有期雇用労働者」の待遇差についての比較です。有期雇用労働者には、正社員を定年退職した後、契約社員等の有期で再雇用されている場合も含まれます。正社員間やパートタイマー間の待遇差は考慮する必要はありませんが、待遇を見直していく過程で自然と整理されていくことになります。

## 2. 同一労働とは

「同一労働同一賃金」と言われても、「同じ仕事には同じ給料を支払いましょう」ということは理解できても、「同じ仕事」とは何を指すのか分かりにくいと思います。同一労働の考え方は、仕事内容が同じであり、ノルマの有無など責任の範囲が同じあること、かつ転勤や仕事内容や配置の変更の範囲が同じ場合が「同一労働」ということになります。言葉だけではわかりにくいので図で示しますので、イメージをつかんでください。次からは、賃金について見ていくことにしましょう。



## 3. バランスの取れた基本給の決め方

パートタイム・有期雇用労働法では、正社員などの通常の労働者とパートタイマー・有期雇用労働者との均衡待遇が求められています。均衡とはバランスをとるということです。

正社員とパートタイマー・有期雇用労働者の基本給をバランスよく決めるためには、最初にそれぞれの従業員の業務内容を書き出すことから始めてください。細かな作業も含めて様々な業務をこなしている場合も多いと思います。この場合は「主な業務」を抽出してください。

抽出のポイントは次の3点です。

- ①その業務の占める時間が長いことや頻度が多いこと
- ②担当職務になくてはならない業務であること
- ③その成果が事業に大きな影響を与えること

例えば「営業事務」にとって「受発注伝票の作成」という業務は最も時間が掛かり、この職種になくてはならない業務です。「電話対応」や「資料のファイリング」なども行っていると思いますが、これらは他の職種でも行うことです。もちろんそれぞれの職種の特徴は、会社ごとに異なりますので、自社内で検討してください。そして「営業事務」にとって伝票を正確に作成できなければ、事業に大きな影響を与えることになります。

こうして職務内容が抽出できたら、次は責任の程度について次の4点を検討します。

- ①部下の有無や決裁権などの権限の範囲

- ②リーダー的な役割か補助的な役割か
- ③トラブル発生時や緊急時に自分の判断で対応できるか
- ④ノルマや数値目標などの成果をどの程度期待されているか。

各項目を3段階や5段階でランク付けすると分かりやすくなります。

詳しく知りたい方は、厚生労働省が作成した「職務分析実施マニュアル」を参考になさってください。

分析の結果、正社員とパートタイマーの職務内容と責任の程度が同じである場合は時間給ベースで同じ金額にしなければならない、ということになるのですが、さらに転勤や仕事内容の変更範囲等の負担の大きさを加味していきます。

例1) 転勤や仕事内容の変更範囲が同じ場合

パートタイマー 時間給 1,100円

正社員 基本給  $176,000円 \div 160時間 = 時間給$  1,100円

→ 仮にパートタイマーの勤務時間が正社員の半分であれば、月の給料は88,000円となるが、時間給では同じなのでバランスはとれているので、同一労働同一賃金といえる。

例2) 正社員のみ転勤や仕事内容の変更がある場合

パートタイマー 時間給 1,100円

正社員 基本給  $200,000円 \div 160時間 = 時間給$  1,250円

→ 同一労働とは言えないので同一賃金でなくとも問題はない。時間給の差額150円は負担の大きさによるものと判断できる。

#### 4. 諸手当や福利厚生、教育訓練もチェックしましょう

正社員のみに通勤手当や賞与を支払っている場合は、パートタイマーや有期雇用労働者にも支払うように見直していきましょう。

正社員に6カ月分の定期代を支払っている場合、週3日勤務のパートタイマーに同じように定期代を支払う必要はありませんが、往復の通勤の実費分を支払うようにしてください。

また、会社業績への貢献によって賞与が決定する場合は正社員とパートタイマーや有期雇用労働者に同一の支給をしなければなりません。特に正社員のみ人事評価を行っており、パートタイマーには賞与を支払っていない会社は、正社員以外は貢献度が不明、パートタイマーは貢献度0、と見られてしまう可能性もあるので注意してください。

時間外手当については、割増率が正社員とパートタイマー・有期雇用労働者で同一になっているか確認してください。

家族手当や住宅手当についてはガイドラインには示されていませんが、正社員とのバランスを取ることや、不合理な待遇にしてはならない対象になっています。同じ名称であっても、各社手当支給の目的が異なっていますので、個別に労使で議論することが望まれます。

その他、食堂、休憩室や更衣室の利用などの福利厚生施設や教育訓練についても正社員と同じように利用できるようにしなければなりません。

#### 5. その他にやっておくこと

会社はパートタイマー・有期雇用労働者を雇い入れたときや契約を更新したときには、雇用管理の改善について説明することが義務付けられています。またパートタイマー・有期雇用労働者から正社員との待遇差について内容や理由について説明を求められたときは、説明することが義務付けられています。

これらはパートタイマー・有期雇用労働者が正社員との待遇差に不満を持つことに対する対応ということになります。あいまいな説明をしてしまうと逆効果になることも考えられますので、職務内容や職責を分析し、諸手当の支給目的、貢献度等の評価制度を定めておくことが大切です。

#### 6. まとめ

繰り返しになりますが、同一労働同一賃金の導入について次の4点を特に意識してください。

- ①あくまで自社内の通常の労働者（正社員など）とパートタイマー・有期雇用労働者の比較である
- ②業務内容、責任の程度、負担の大きさが同じであれば時間給ベースで均衡（バランス）を取る必要がある
- ③諸手当、福利厚生などは合理的な理由がなければ同一の内容にする
- ④給料、諸手当、福利厚生などの制度について、いつもで説明できるように制度を整えておく

#### 大阪府テレワークサポートデスク（大阪府労働環境課）

テレワークの導入から定着までを総合的にサポートします。  
相談無料！まずはお気軽にお電話ください！  
TEL：06-6946-2608

#### テレワーク相談センター（厚生労働省）

テレワークに関する様々な相談に対応しています。  
平日9時～17時（土日祝日除く）  
TEL：0120-861009



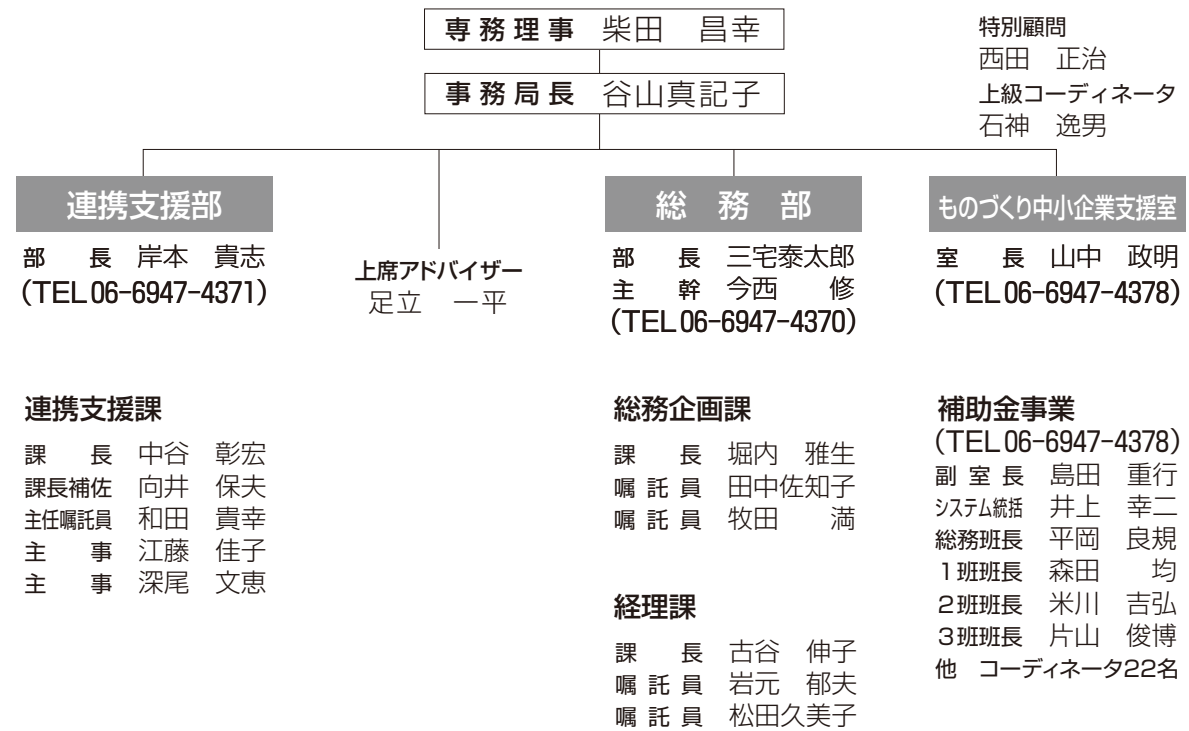
# 中央会事務局組織のお知らせ

本会では、4月1日付けの人事異動等に伴い、事務局組織と地区別担当者を一部変更しましたのでお知らせします。

地区担当者は、会員組合の皆様への巡回訪問を引き続き実施させていただきますとともに、これまでどおり行政庁への各種届出書類の作成や提出手続き、組合事業の活性化などの窓口になりますので、お気軽にご相談ください。

また、国の「ものづくり補助金事業」の地域事務局として、補助金交付後の販路開拓等までサポートする『ものづくり中小企業支援室』をご活用ください。

## ○中央会事務局機構図（令和3年4月1日現在）



## ○中央会地区別担当者

| 地区名                                     | 担当者名 |
|-----------------------------------------|------|
| 中央区、泉大津市、忠岡町                            | 岸本   |
| 西区、吹田市                                  | 古谷   |
| 北区、和泉市                                  | 和田   |
| 天王寺区、阿倍野区、東成区、豊中市                       | 足立   |
| 浪速区、城東区、都島区、豊中市、堺市（堺区、北区、美原区）           | 三宅   |
| 港区、福島区、此花区、西淀川区、鶴見区、生野区、平野区、箕面市、池田市、豊能町 | 今西   |
| 住之江区、西成区、大正区、住吉区、東住吉区、泉佐野市              | 中谷   |
| 中央区、岸和田市                                | 江藤   |
| 淀川区、東淀川区、旭区、堺市（西区、中区、南区）、泉佐野市           | 深尾   |
| 中央区、吹田市                                 | 堀内   |

| 地区名                                                 | 担当者名 |
|-----------------------------------------------------|------|
| 富田林市、八尾市、羽曳野市、松原市、藤井寺市、柏原市、枚方市、大東市、貝塚市              | 宮西   |
| 高槻市、摂津市、茨木市、守口市、門真市、寝屋川市、交野市、河内長野市、四條畷市、泉南市、阪南市、熊取町 | 向井   |
| 東大阪市                                                | 谷口   |

# 各種共済制度のご案内

大阪府中小企業団体中央会

法人向け福利厚生共済制度  
(特定退職金共済制度・オーナーズ  
プラン・パートナーズプラン)

経営者・従業員総合補償制度  
(まい・どリーム)

中央会マネーガード保険

中央会ビジネスJネクスト  
(業務災害補償保険)  
ビジネス総合保険制度  
(企業総合賠償責任保険)

業務災害補償制度

集団扱自動車保険制度

各 種  
共済制度

# 大阪府中小企業団体中央会共済制度 法人向け福利厚生共済制度

## —— 経 営 者 の 方 へ —— 特定退職金共済制度

従業員のみなさまの退職金の準備

## —— 経 営 者 ・ 役 員 の 方 へ —— オーナーズプラン

経営者が万一の時  
入院等による休業時  
事業保全  
資金の準備

経営者の  
みなさまの  
事業承継・  
相続税の準備

経営者・役員の  
みなさまの  
退職慰労金・  
弔慰金の準備

## —— 従 業 員 の 方 へ —— パートナーズプラン

従業員のみなさまの保障準備

オーナーズプラン・パートナーズプランは月払契約の場合、団体扱となり、  
一般扱（口座振替月払等）でご契約いただくよりも保険料が割安になります。

※団体扱とは、中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。  
※一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせ願います。  
※詳細は、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書（契約概要）」「特に重要な事項のご説明（注意喚起情報）」  
「ご契約のしおり・約款」および大阪府中小企業団体中央会の「退職金共済規定」等を必ずご覧ください。

### 特定退職金共済制度

〈実施団体〉大阪府中小企業団体中央会

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階  
☎06-6947-4370

〈引受保険会社〉大樹生命保険株式会社

〈お問い合わせ〉大樹生命保険株式会社 大阪支社

〒530-0005 大阪市北区中之島3-3-3 5階 ☎06-6225-0811

### オーナーズプラン・パートナーズプラン

〈お問い合わせ〉大阪府中小企業団体中央会

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階  
☎06-6947-4370

大樹-KB-2019-1127 K-2020-1002(2020.4)

|      |          |
|------|----------|
| 保険期間 | 7月1日～1年間 |
| 加入日  | 毎月1日     |

## 大阪府中小企業団体中央会 経営者・従業員総合補償制度

(傷害総合保険・所得補償保険)

# まい・とりーむ

※「まい・とりーむ」は、大阪府中小企業団体中央会の「経営者・従業員総合補償制度」のペット・ネームです。

### ライフスタイルに合わせて選べる保険



#### 傷害総合保険

天災危険補償タイプを選べば  
万一の地震・噴火等によるケガも補償されます。

- 保険料月々1,000円からのケガの補償
- 「仕事のみ補償」「24時間補償」など  
多彩なバリエーションをご用意
- 入院・通院とも1日目から補償



#### 所得補償保険

休業補償の決定版！

- 病気・ケガが原因の就業不能中の所得を補償
- 補償の期間が最長1年間の安心補償
- 入院中はもちろん医師の指示に基づく自宅療養中も補償

団体割引  
**20%**

過去の損害率による割引10%



#### 保険期間

2020年7月1日～  
2021年7月1日

※保険期間の途中でもご加入いただけます。



中小企業の  
福利厚生にぴったり



健康保険、労災、生命保険  
などとは別にお支払い

※この広告は商品の概要を紹介したものです。詳しい内容につきましては、パンフレットをご覧くださいるか、または下記【お問い合わせ先】にご連絡ください。

#### 普及推進保険会社

損害保険ジャパン株式会社  
TEL:06-6449-1050

三井住友海上火災保険株式会社  
TEL:06-6233-1536

東京海上日動火災保険株式会社  
TEL:06-6910-5564

#### お問い合わせ先

団体窓口  
大阪府中小企業団体中央会 総務部  
  
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5  
マイドームおおさか6階  
TEL 06-6947-4370～4371

幹事取扱代理店  
大阪中央合同会社  
  
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5  
マイドームおおさか6階  
TEL 06-6949-4371

引受保険会社  
損害保険ジャパン株式会社  
大阪金融公務部 第一課  
〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4  
TEL 06-6449-1050

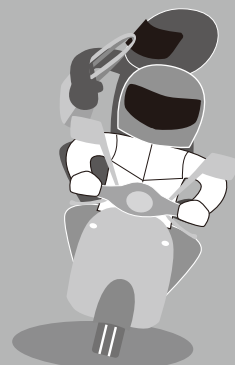
SJ20-02078 2020年5月22日作成

各種  
共済制度

大阪府中小企業団体中央会



# 中央会 マネーガード 保険



コーポレートマネーガード保険

貴社の業務にかかわる現金・小切手などの  
貨紙幣類・有価証券を幅広く補償する保険です。  
中央会マネーガード保険の

## 万々に備えた、7つの特長

### 1 確定保険料方式

▶▶▶ 保険期間中途や満期時の輸送額の通知・精算は不要。

### 2 損害時の自己負担<sup>ゼロ</sup>0

▶▶▶ 自己負担額(免責金額)はありません。

### 3 ワイドな補償

▶▶▶ 盗難、輸送中の紛失、火災、風水災などほとんどの偶発的な事故によって生じた損害を補償。詳しくは中面をご参照ください。

### 4 即時払制度が利用できます。

▶▶▶ 有価証券(国債証券を除きます。)\*の事故の際、即時払制度をご利用いただける場合があります。

### 5 貨紙幣の偽変造を補償

▶▶▶ てん補限度額(支払限度額)の10%または300万円のいずれか低い額を1事故および保険期間通算の限度として貨紙幣の偽変造を補償。

### 6 てん補限度額(支払限度額)が自動還元

▶▶▶ 保険金をお支払いした場合でも、てん補限度額(支払限度額)は減額されません。(ただし、貨紙幣の偽変造を除きます。)

### 7 手続き簡単

▶▶▶ 輸送額、保管額、保管場所の通知は不要。

## 保険金をお支払いする主な場合

ほとんどすべての偶発な事故が  
対象となります。



金庫破り、ひったくり  
強盗、盗難



火災、爆発による  
焼失、風水災



輸送中の紛失



貨紙幣の偽造や  
変造による被害

ただし、貨紙幣の偽造・変造は保険期間中を通じて加入者カードの「貨紙幣類・有価証券類合算のてん補限度額(支払限度額)の10%または300万円のいずれか低い額」を限度とします。

保険期間 2020年12月1日～1年間(中途加入は毎月受付中)

「中央会マネーガード保険」は、「コーポレートマネーガード保険」のペットネームです。

★このチラシは、概要を説明したものです。詳しい内容については、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先

団体窓口  
大阪府中小企業団体中央会 総務部

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5  
マイドームおおさか6階  
TEL 06-6947-4370～4371

幹事取扱代理店  
大阪中央合同会社

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5  
マイドームおおさか6階  
TEL 06-6949-4371  
受付時間 平日の9時から17時

引受保険会社  
損害保険ジャパン株式会社  
大阪金融公務部 第一課  
〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4  
TEL 06-6449-1050  
受付時間 平日の9時から17時

SJ20-03949 (2020年7月2日作成)

# 全国中小企業団体中央会の お得な保険制度をご存じですか？



ご存じですか？

## 「ビジネス」ネクスト

－ 業務災害補償保険 －



保険料の  
割引

最大約**58%**割引※

※被保険者数割引20%、損害率による割引30%、リスク診断割引25%を適用した場合  
(リスク診断割引は、告知内容によっては適用されない場合がございます。)

ご存じですか？

## 「ビジネス総合保険制度」

－ 企業総合賠償責任保険 －



保険料の  
割引

最大約**28%**割引※

※スケールメリットによる割引10%、リスク状況による割引20%を適用した場合  
(リスク状況による割引は、告知内容によっては適用されない場合がございます。)

各 種  
共済制度

※このチラシは、ビジネスJネクストとビジネス総合保険制度の「リスク状況による割引」の概要をご説明したものです。  
詳細は『商品パンフレット』等をご覧ください。またご不明な点については担当者までお問い合わせください。

### 代理店・扱者

大阪中央 合同会社

住所：大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか6階

TEL: 06-6949-4371

FAX: 06-6949-4372

### 引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 大阪北支店 大阪北第三支社

住所：大阪市中央区北浜4-3-1 三井住友海上大阪淀屋橋ビル14F

TEL: 06-6229-3269

FAX: 06-6229-3284

2020. 7 / AYG11 / D



# 業務災害補償制度

(事業活動総合保険)

近年、過労死や心の病による労災請求が急増  
企業の安全配慮義務を問われるケースが増えています！



## 使用者責任を問われる 可能性があります

労働契約法 第5条【平成20年3月1日施行】において、安全配慮義務の明文化がなされました。

## 補償(賠償)額が高額になります

労災保険では、「慰謝料」について補償されません。

参考データ 高額民事損害賠償事例

※損保ジャパン調べ

| 判決認容額     | 業 種  | 判決年   | 症 状         | 原 因            |
|-----------|------|-------|-------------|----------------|
| 1億9,869万円 | 製造業  | 平成20年 | 脳疾患による後遺障害  | 長時間労働による過重労働   |
| 1億8,760万円 | 飲食業  | 平成22年 | 脳疾患による後遺障害  | 長時間労働による過重労働   |
| 1億6,524万円 | 木材加工 | 平成 6年 | 頸椎損傷による後遺障害 | クレーン操作時に原木が落下  |
| 1億3,532万円 | 病院   | 平成14年 | 突然死         | 長時間労働による過重労働   |
| 1億2,588万円 | 広告   | 平成 8年 | うつ病による自殺    | 長時間労働による過重労働   |
| 1億1,111万円 | 製造業  | 平成12年 | うつ病による自殺    | 過酷な作業環境や人間関係など |

各 種  
共済制度

## 業務災害補償制度の特長

個別で加入するより最大**30%~割安** (※1)

### POINT 1

全国中小企業団体中央会の  
スケールメリットにより、  
**低廉な保険料を実現**

### POINT 2

「使用者賠償責任保険」  
を標準セット  
1事故あたり最高**5億円**  
までの労災賠償に備える

### POINT 3

政府労災保険の  
認定を待たずに  
保険金の支払いが可能

### POINT 4

保険料は  
売上高で算出  
できます

## 保険期間 2020年10月1日～1年間(中途加入は毎月受付中)

本内容は業務災害補償制度の概要を示したものです。実際の加入および詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。  
(※1) 団体契約のスケールメリットを生かした多数割引30%に加え、加入者ごとに業種・売上高規模に応じた個別の割引率が適用されます。

### お問い合わせ先

〈引受保険会社〉  
損害保険ジャパン株式会社  
大阪金融公務部第一課  
〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-11-4  
TEL:06-6449-1050 FAX:06-6449-1388  
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

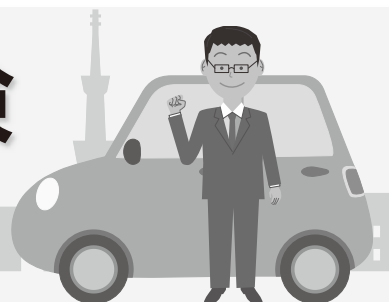
〈取扱代理店〉  
大阪中央合同会社  
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5  
マイドームおおさか6階  
TEL:06-6949-4371

保 険 契 約 者 全国中小企業団体中央会  
制 度 推 進 大阪府中小企業団体中央会  
TEL:06-6947-4370

SJ20-03950 (2020年7月2日作成)

大阪府中央会会員組合の企業・従業員の皆さまへ！ **大樹生命**  
日本生命グループ

# 集団扱自動車保険 制度のご案内



## 集団扱の3つのメリット

### メリット1

集団扱は保険料がおトク！

一般分割  
口座振替 12回払

8,830円  
(月払保険料)  
年間保険料  
105,960円



集団扱 12回払

8,410円  
(月払保険料)  
年間保険料  
100,920円

月々  
-420円



年間保険料では  
**5,040円もおトク！**



『G K クルマの保険（家庭用自動車総合保険）』 保険料例の試算条件（1年契約の場合）

- 始期日：2021年1月1日 ■初度登録：2019年12月 ■記名被保険者：個人<35才> ■ゴールド免許割引適用 ■日常・レジャー使用
- 自家用普通乗用車 ■型式別料率クラス：車両7・対人・自損9・対物9・傷害9 ■11等級 ■事故有係数適用期間：0年 ■35才以上補償
- 運転者限定：なし ■対人賠償保険：無制限 ■対物賠償保険：無制限（免責金額：なし）
- 人身傷害保険：5,000万円（自動車事故特約をセット） ■入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約：あり
- 傷害一時金（1万円・10万円）特約：あり ■車両保険：あり（一般補償、保険金額：100万円、免責金額：0-10万円） ■新車割引：適用
- 車両保険無過失事故特約：あり ■自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約：あり（傷害定額払保険金額：300万円）

※自動セット特約は記載していません。自動セット特約についての詳細は『ご契約のしおり（普通保険約款・特約）』等をご覧ください。

### メリット2

ご契約時に現金は不要

保険料は保険始期月の2か月後から口座引落としになりますので、現金のご用意は必要ありません。  
しかも集団扱契約の分割保険料は、割増なしで分割払にできますので、集団扱以外のご契約と比べておトクです。



### メリット3

等級の継承が可能

無事故によるノンフリート等級を引き継ぐことが出来ます。

※一部等級が継承できない共済がございます。



●このチラシは集団扱自動車保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレット等をご覧ください。  
また、ご不明な点については下記の取扱代理店までお問い合わせください。

●お見積りをご希望の方は担当者にお知らせください。

大樹生命保険株式会社

- 大阪支社 (TEL)06-6225-0811 大阪府中央部など担当
- 南大阪支社 (TEL)06-6621-2531 大阪府南部など担当
- 北大阪支社 (TEL)072-644-2352 大阪府北部など担当

# 大阪府中央会の行事予定 5・6月分

|          |                                     |          |                                              |
|----------|-------------------------------------|----------|----------------------------------------------|
| 5月20日(木) | 行事 大阪府中小企業青年中央会<br>第46回通常総会 (書面議決)  | 6月25日(金) | 行事 大阪府中小企業団体中央会<br>第66回通常総会<br>ところ マイドームおおさか |
| 5月25日(火) | 行事 エルプラス・大阪第18回<br>通常総会 (書面議決)      | 6月29日(火) | 行事 大阪府中小企業組合士協会<br>第46回通常総会<br>ところ マイドームおおさか |
| 6月16日(水) | 行事 大阪府官公需適格組合協議会<br>第39回通常総会 (書面議決) | 6月29日(火) | 行事 大阪府協同組合職員互助会<br>第70回通常総会 (書面議決)           |

## 大阪府中小企業団体中央会 福利厚生制度

### 業務上災害プラン

労災  
使用者賠償  
20%引

+

傷害  
30%引  
以上

(業種によって異なります。)

### まい・どリーム

- 傷害保険
- 新医療保険
- 所得補償保険
- 長期障害所得補償保険

30%引

スケールメリットを  
生かした  
有利な中央会の制度を  
お役立て下さい。



〈各種保険取扱代理店〉

**大阪中央合同会社**  
Osaka Central Limited Liability Company

〒540-0026  
大阪市中央区内本町2丁目1番19号 内本町松屋ビル10 1108号  
TEL 06-6949-4371 FAX 06-6949-4372

価格 一部400円(消費税込)

発行所 大阪府中小企業団体中央会

大阪市中央区本町橋2番5号  
マイドームおおさか6階  
TEL (06) 6947-4370  
FAX (06) 6947-4374

編集兼発行人 柴田昌幸

印刷所 株式会社 関西共同印刷所  
大阪市北区大淀中3丁目15-5  
TEL (06) 6453-2564 (代)